

第1 避難器具

令第25条並びに規則第26条及び第27条の規定によるほか、次によること。

1 内装制限の範囲

規則第26条第5項に規定する内装の制限については第2章第2節第1消火器具3の規定によること。

2 設置個数の減免

令第25条第2項第1号ただし書及び規則第26条の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第26条第5項第1号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるもの」とは、バルコニー、開放廊下、庇、床又は構造体の突出部（以下この第1において「バルコニー等」という。）で、次の構造を有しているものとする。

ア バルコニー等のうち、バルコニー又は開放廊下は、耐火構造とし、その周囲に高さが110cm以上の手すり壁、柵又は金網を堅固に固定して設けたものであること。

イ バルコニー等のうち、庇、床又は構造体の突出部は、次によること。

(ア) 傾斜のある場合

- a 避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであること。
- b 上面の傾斜（内側に傾斜がある場合を除く。）が10分の1以下であること。
- c 有効幅員は80cm以上であること。
- d 周囲には高さが110cm以上の手すり壁、柵若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さが90cm前後の手すり棒を設けられていること。

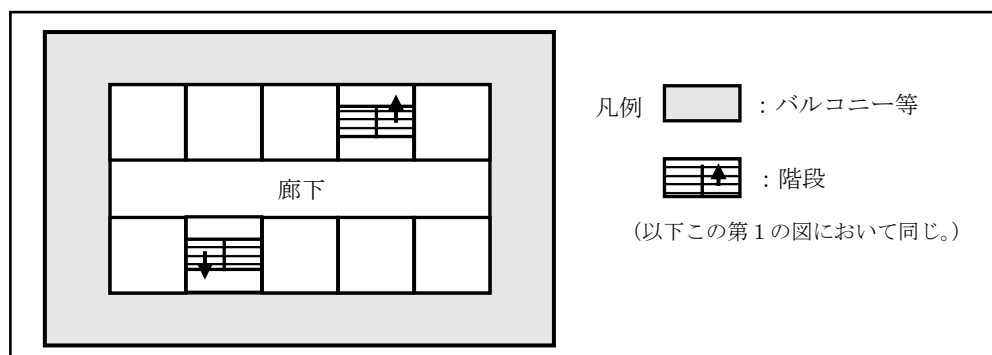
(イ) 傾斜のない場合

前(ア)、aによるほか、有効幅員が50cm以上であること。ただし、有効幅員が80cm未満の場合にあっては、前(ア)、dの手すり壁、柵、金網又は手すり棒を設けられているものであること。

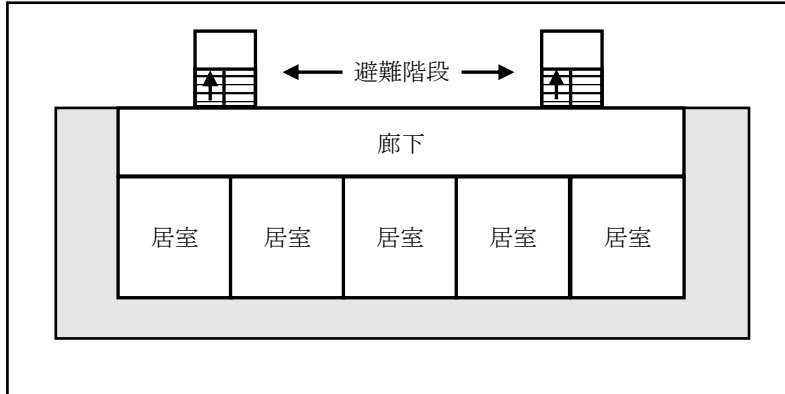
- (2) 規則第26条第5項第1号へに規定する「避難上有効に設けられている」とは、次の場合とする。この場合において、バルコニー等に隔板が設けられ、又は避難上支障となる物が置かれている場合であっても、当該隔板等を容易に破壊し、又は除去することができる場合は、同様の取扱いができるものとする。

ア 建築物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合

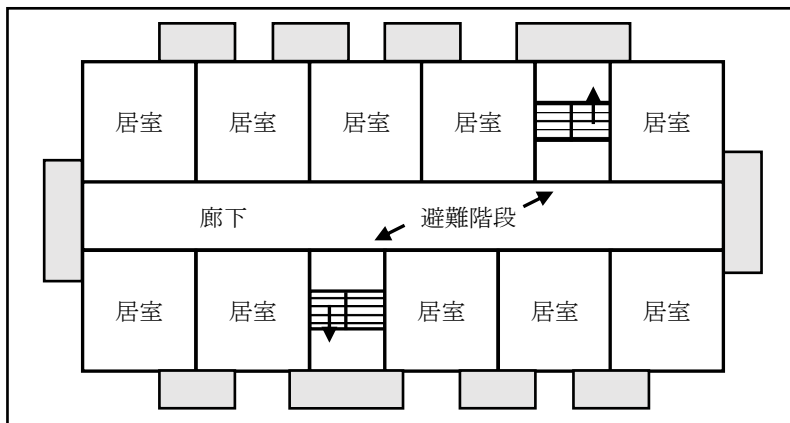
《周囲にバルコニーが設けられた例》



イ 建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により建基令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段（以下この第1において「避難階段又は特別避難階段」という。）のいずれかの2以上に移行できる場合
《居室の外気に面する部分等に設けられ、2箇所の避難階段に移行できる例》

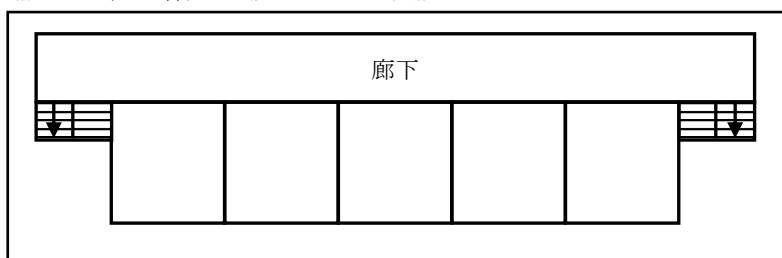


ウ 建築物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられており、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できる場合
《居室を相互に連絡でき、2箇所の避難階段に移行できる例》



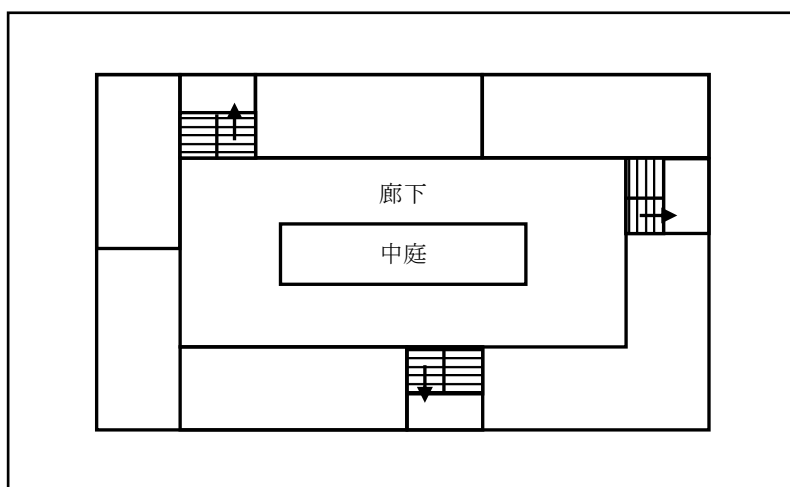
- (3) 規則第26条第5項第1号へに規定する「当該階のあらゆる部分」とは、居室の出入口をいうものとする。
- (4) 規則第26条第5項第1号へに規定する「2以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの2以上のものに到達しうよう設けられている」とは、次の場合とすること。
- ア 建築物の両側のそれぞれに規則第26条第1項第2号に規定する直通階段（以下この第1において「直通階段」という。）が設けられた場合

《両側に直通階段が設けられた例》



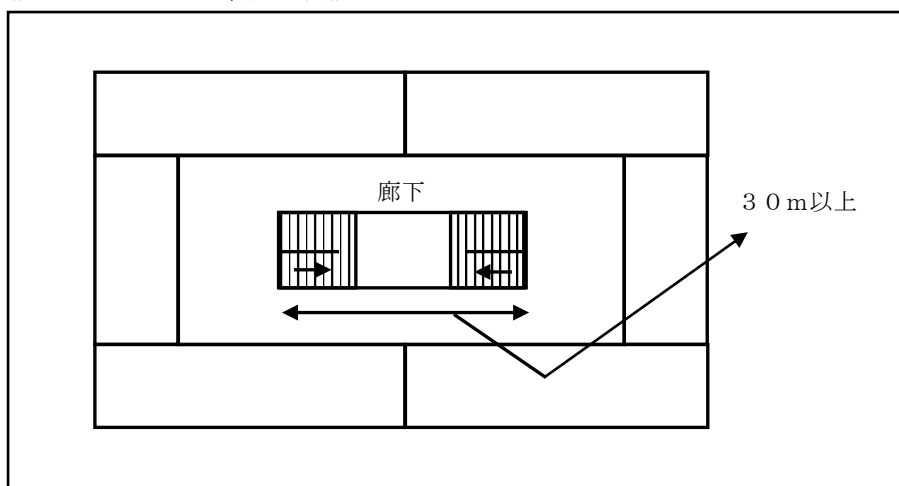
イ 建築物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じて異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられた場合

《周囲に廊下が設けられ2方向に避難できる直通階段が設けられた例》



ウ 階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型式の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30m以上となるように設けられた場合

《コア型式の建築物の例》

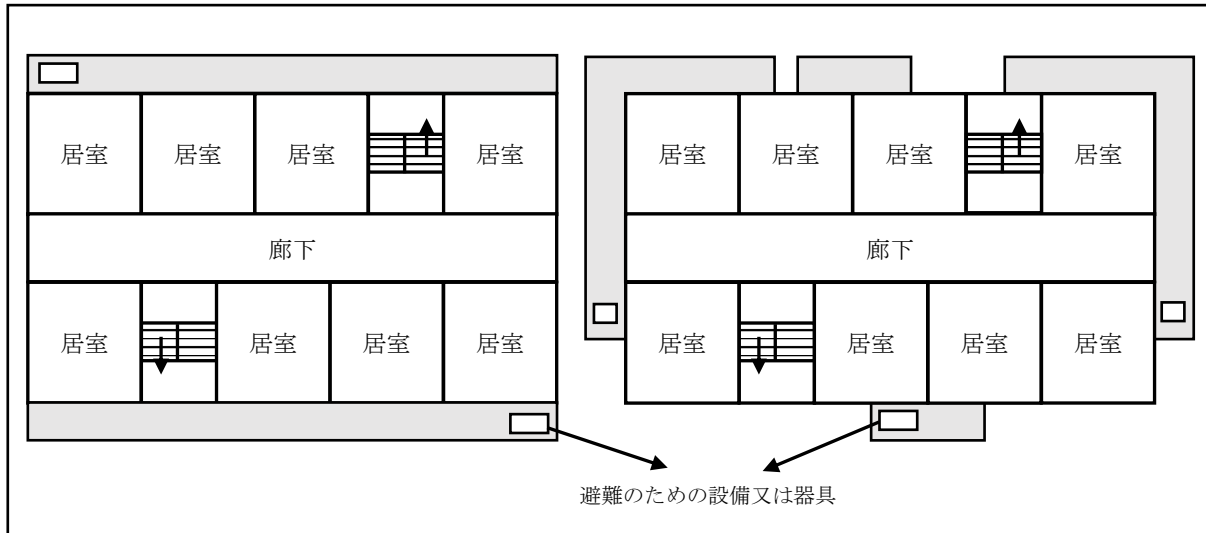


(5) 規則第26条第5項第2号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられ」とは、次の場合とする。

ア 前(2)、ア及びイに適合する場合

イ 建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合

《隣接の居室と相互に連絡できるバルコニー等の例》



(6) 規則第26条第5項第2号ロに規定する「階段その他の避難のための設備若しくは器具が設けられ」とは、次によること。

ア 設備とは、階段、傾斜路等をいう。

イ 器具とは、タラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等をいう。この場合において、当該器具の設置及び維持は、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第2号。以下この第1において「告示第2号」という。）第1から第3まで及び第5から第8までの規定並びに2から4までを準用すること。◇

ウ 前(5)のバルコニー等のうち、独立したバルコニー等にあつては、それぞれに避難のための設備又は器具を設けること。

(7) 規則第26条第5項第2号ロに規定する「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」は、次のものとする。

ア 設備については、渡り廊下

イ 器具については、避難橋その他これに類する器具。この場合において、当該器具の設置及び維持は告示第2号（第4及び第7を除く。）の規定及び2から4までを準用すること。

◇

(8) 建基令第121条第1項第3号又は第6号イ括弧書きに規定される避難上有効なバルコニーのうち、建基法第2条第33号に規定する特定行政庁（以下この第1において「特定行政庁」という。）又は建基法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が集中型バルコニーと認めたものは、規則第26条第2項の規定の適用において、建基令第123条の規定に適合する屋外に設ける避難階段（以下この第1において「屋外避難階段」という。）とみなすことができる。◇

(9) 規則第26条第2項に規定する避難階段には、規則第26条第1項第2号に規定されてい

るとおり、傾斜路を含むことに留意すること。この場合において、当該傾斜路が避難階段の代替となりうるか否かについては、特定行政庁に確認すること。（建基令第120条、第122条及び第123条関係）

3 設置位置等

避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間、避難空地等は、規則第27条第1項第2号及び第4号から10号まで並びに告示第2号の規定によるほか、次によること。

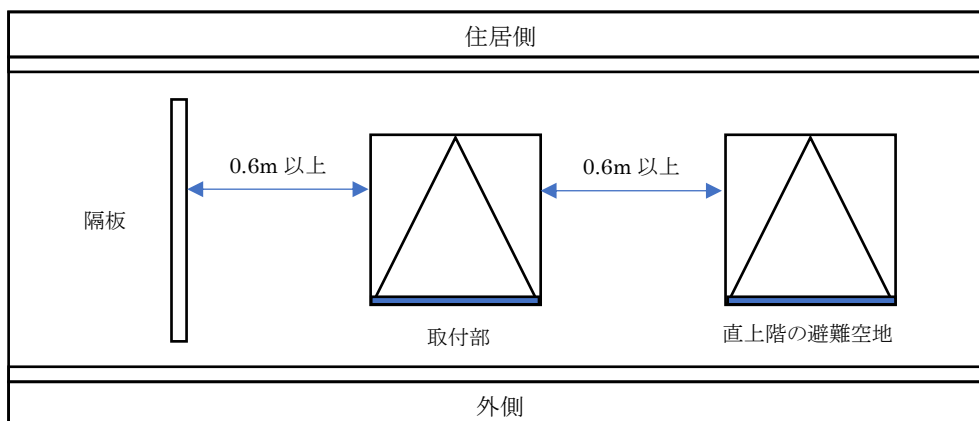
- (1) 降下空間には、外開き窓、回転窓等を開放したときに突出することとなる当該窓、樹木、電柱、電線、建築物のひさし等の障害物がないこと。 ☆
- (2) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管灯（以下この第1において「架空電線等」という。）がある場合は、降下空間と当該架空電線等との間に、1.2m以上の間隔を保有するように設置すること。ただし、避難器具に近接する架空電線等の部分を絶縁性能のあるもので保護する等安全と認められる場合は、これによらないことができる。 ◇
- (3) 避難空地から通じる避難通路は、道路、公園、広場等に通じていること。 ◇
- (4) 建基令第13条第1号に規定する避難階（以下この第1において「避難階」という。）の避難空地から地盤面までの高さが0.5mを超える場合は安全に避難できる措置を講じること。 ◇
- (5) 避難空地には、避難器具の降着面であることを示す表示を設けること。ただし、次の場合はこの限りでない。 ◇

ア 避難空地が道路上等で表示することができない場合

イ 避難空地が常に避難上有効に確保できると認められる場合

- (6) 避難器具は、取付部、避難空地相互の位置において、降下中の安全が確認できるよう設置すること。 ◇
- (7) 金属製避難はしごを格納した避難ハッチの降下口相互の間隔及び隣接住戸との隔板等からの距離は、0.6m以上の離隔を有すること。 ◇

《避難器具用ハッチの離隔距離の例》



4 標識等

規則第27条第1項第3号、告示第2号第5によるほか、次によること。◇

種別	表示	色		大きさ (cm)		設置場所
		地	文字	長辺	短辺	
避難器具	避難○○○○ ○○には器具の名称を 表示すること。	白	黒	36	12	当該設備 を設置し た室の入 口又は格 納する場 所
	器具名 使用方法 ※当該避難器具の使用 方法を簡記すること。	白	黒	60	30	当該設備 の直近の 見やすい 位置
避難器具等設置 場所	避難器具設置場所	白	黒	36	12	
避難器具等設置 場所（通路等）	避難器具設置場所 ←	白	黒	36	12	

(1) 規則第27条第1項第3号ハに規定する標識は、次の案内図によるものとし、設置箇所に
応じたものとする。 ☆

ア 表示名称は、「避難器具設置場所」又は「避難器具設置場所案内図」とすること。

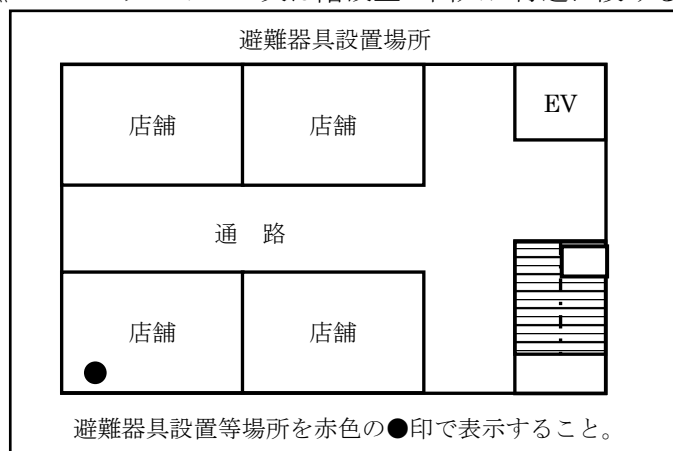
イ 大きさは、標識を設ける階の縮尺100分の1以上又は日本工業規格A4以上とし、か
つ、文字の鮮明度を損なわない範囲以上とすること。

ウ 地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とすること。

エ 材質は、長期間劣化しないものとする。

オ 避難器具設置等場所は、赤色の●印等で明示すること。

《エレベーターホール又は階段室の出入口付近に設ける標識》



(2) 規則第27条第1項第3号ロに規定する避難器具の使用方法を表示する標識は、使用方法が簡単な器具に限り、設置しないことができるものとする。◇

(3) バルコニーに避難器具を設置し、当該バルコニーに隔板を設ける場合は、当該隔板に、次表の内容を表示すること。◇

《隔板の表示例》

内容	表示例
避難経路である旨	「非常口」 「非常出口」 「この先避難器具あり」 「避難の際は、ここを破って避難ができます。」 「避難の際は、ここを破って隣戸に避難してください。」
隔板の付近に物品を置くことを禁ずる旨	「この付近に物を置かないでください。」 「避難経路につき物品存置厳禁」

備考 文字の大きさは概ね5cm 以上とすること。

5 設置場所の明るさの確保 ☆

告示第2号第6に規定する「使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所」には、次のいずれかに該当する場所が含まれるものとする。

- (1) 避難器具が屋外（バルコニー、ベランダ、屋上等）で外気の流通が十分確保できる場所。
ただし、救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）、緩降機その他使用に際し、組立て、取り付け等操作を要する器具を設けた場所で操作又は使用上照明を必要とする場合は除く。
- (2) 建基令第126条の5に規定に適合する非常用の照明装置が設けられている場所
- (3) 特定防火対象物以外の防火対象物で避難器具の直近に電池式の照明器具（屋外に設ける場合は防湿、防塵のため収納箱等を設けること。）が設けられている場所

6 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

規則第27条第1項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等及び地階に設けられたドライエリアをいうものであること。
- (2) 規則第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの」とは、常に使用できるよう設置されている避難用タラップ（固定式）、すべり台、すべり棒等のほか、常時、組み立てられた状態で設置された避難器具をいうものであること。
- (3) 規則第27条第1項第1号ハに規定する「一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、次のものとする。

ア 規則第23条第4項第7号へ括弧書きに規定する特定一階段等防火対象物（以下この基準において「特定一階段等防火対象物」という。）に対応するものとして開発され、一動作で利用できる等の構造（以下この第1において「一動作型」という。）を有する、次のものとする。

(ア) 「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第3号。以下この第1において「省令第3号」という。）第12条の規定に基づき、一動作型として基準の特例を受けた検定品

(イ) 特定一階段用救助袋として認定評価された認定評価品

(ロ) 一動作型緩降機取付金具として性能評定された評定品を使用した緩降機

イ 一動作で容易に架設、組み立てができる避難用タラップ（半固定式）、横さん収納式の固定はしご等

7 ハッチ用つり下げはしご ◇

省令第3号第2条第5号に規定するハッチ用つり下げはしごは、突子が屋外側になるよう設置すること。ただし、降下に支障がある場合にあってはこの限りでない。

8 機器 ☆

規則第27条第1項第11号に規定する避難器具は、認定評価品とすること。

9 令第25条第1項第5号の規定が適用される場合の留意点

(1) 階段の個数の算出

令第25条第1項第5号に規定する地上に直通する階段の個数の算出については、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分（以下この第1において「区画された部分」という。）ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。

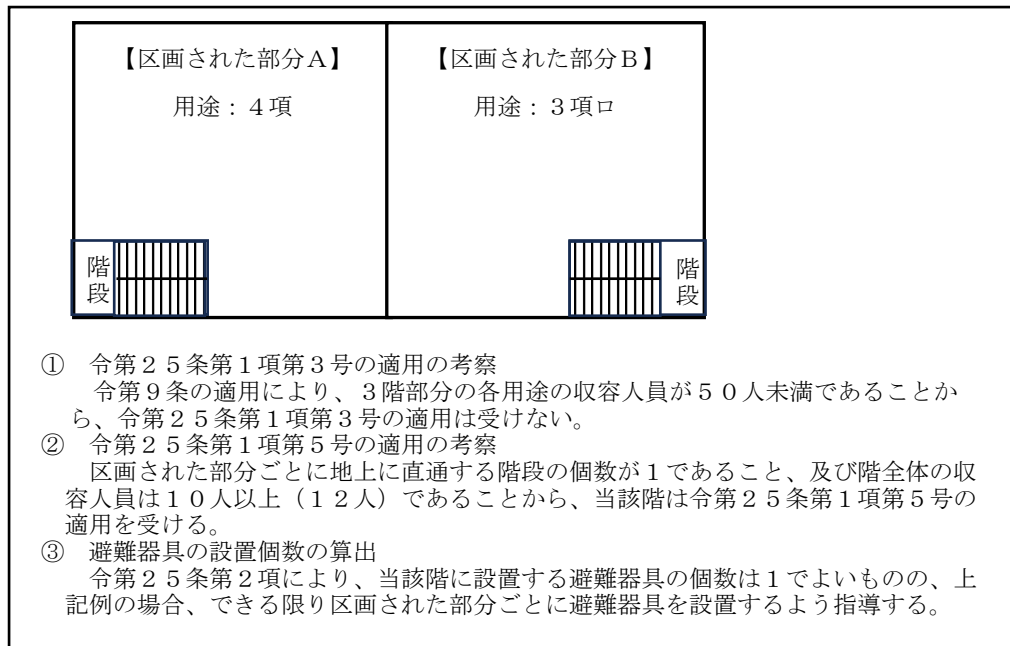
(2) 収容人員の算定

ア 令第25条第2項第5号に規定する収容人員については、区画された部分ごとではなく、階全体の収容人員で判断することに留意すること。

イ 区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が1である場合等、避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、できる限り区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。 ◇

ウ 複合用途防火対象物については、令第25条第1項第1号から第4号までは令第9条が適用され、用途ごとに一の防火対象物とみなすこととされているが、第5号については令第9条の適用はないことに留意すること。

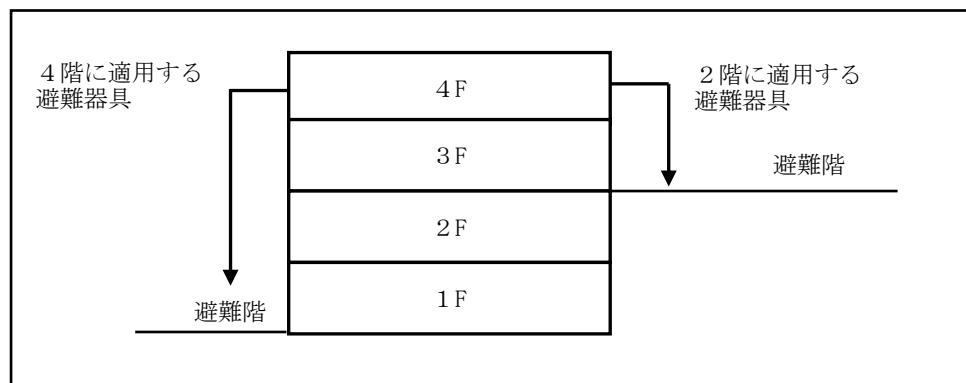
《令第25条第1項第5号を適用する例》



10 避難器具の選定

- (1) 防火対象物の用途、構造、形態及び収容人員等を考慮し、迅速かつ円滑な避難に最も適すると認められるものを選定すること（例：6項口(1)部分に設置する避難器具は、当該避難器具の利用者を考慮し、避難はしご以外のものを指導する等）。◇
- (2) 避難階が複数階層ある場合においても、令第25条第1項各号に掲げる「階」は、棟全体の階により判断する。また、この場合に設置する避難器具は、直近の避難階までの階層分に適応する種別のものとすることができる。

《避難階が複数階層ある場合の避難器具の設置例》

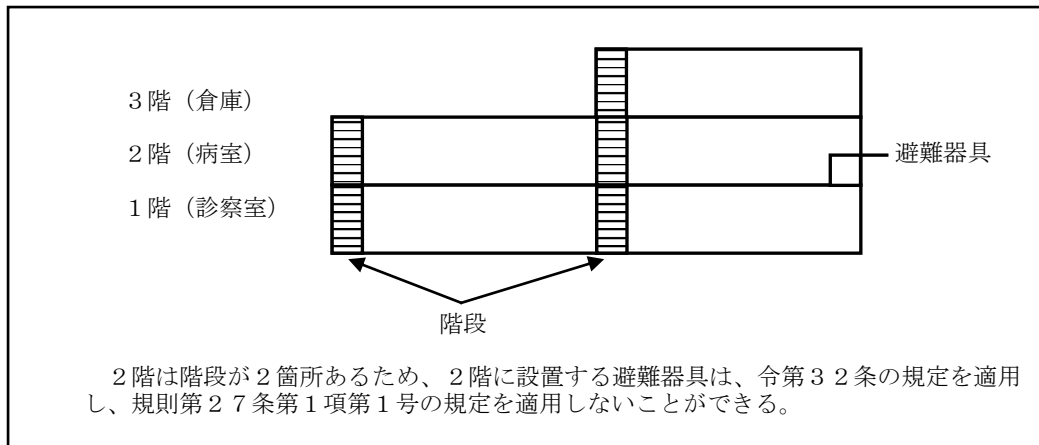


11 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

- (1) 特定一階段等防火対象物の階のうち、地上に直通する階段が2以上設けられている階については、規則第27条第1項第1号の規定は適用しないことができる。

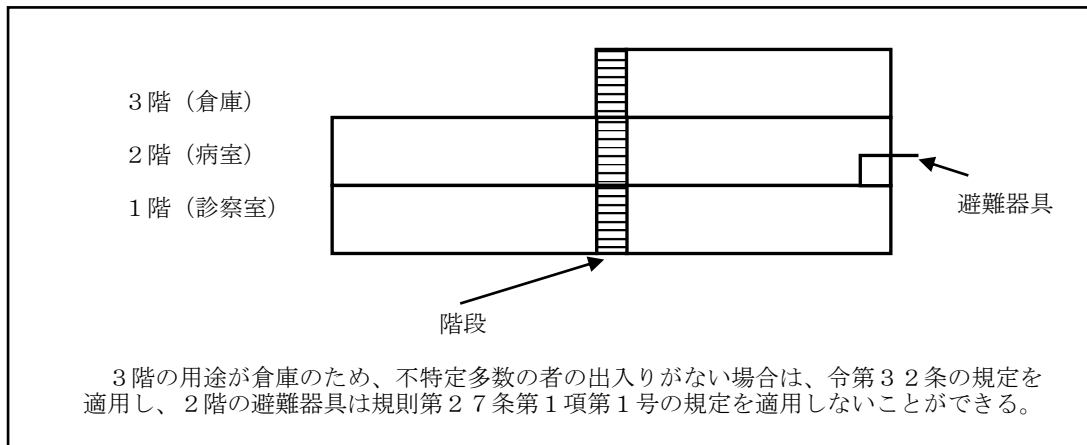
《地上に直通する階段が2以上設けられている場合》



- (2) 特定一階段等防火対象物の令第4条の2の2第2号括弧書きに規定する避難階以外の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段（建基令第26条に規定する傾斜路を含む。）が2（当該階段が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていない階の部分のすべてが次のいずれかに適合する場合は、当該防火対象物に規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。

ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがない場合

《特例を適用できる特定一階段等防火対象物》



イ 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿、共同住宅以外のものをいう。以下この第1において同じ。）の用途に供される部分であって、第1節第1令別表第一の取扱い1、(5)、イの規定により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取扱われている場合

- (3) 特定一階段等防火対象物又はその部分に前6、(3)、ア、(ア)以外の省令第3号第2条第4号に規定するつり下げはしご（以下この第1において「つり下げはしご」という。）を次の要件に適合するよう設置する場合は、規則第27条第1項第1号の規定に適合するものとして取り扱うことができる。

- ア つり下げはしごを常時取付部の開口部の直近に設置すること。
- イ 避難器具設置等場所の出入口からつり下げはしごの格納箱が容易に見通せること。
- (4) 特定一階段等防火対象物における避難器具等設置場所がある階のエレベーターホール又は階段室（附室が設けられている場合にあっては、当該附室）の出入口付近から避難器具設置等場所が容易に識別できる場合は、規則第27条第1項第3号ハに規定する標識を設けないことができる。
- (5) 令別表第一（5）項及び（6）項に掲げる防火対象物（以下この第1において「上階部分」という。）の下階に同表（1）項から（4）項まで、（9）項、（12）項イ、（13）項イ、（14）項又は（15）項に掲げる防火対象物（以下この第1において「下階部分」という。）が存する場合であっても、上階部分と下階部分が令8区画により区画されている場合は、令第25条第1項第1号及び第2号括弧書きの規定を適用しないことができる。
- (6) 防火対象物に設けられた渡り廊下が次のいずれかに該当する場合、当該渡り廊下は、規則第26条第3項各号の規定に適合する渡り廊下とみなし、当該渡り廊下が設けられている階に必要な避難器具の設置個数を減免することができる。
- ア 建基法上別の建築物とみなすことができる渡り廊下
- イ 第1節第3 消防用設備等の設置単位の規定に適合する渡り廊下
- (7) 最上階以外の階に屋上が設けられている防火対象物で、当該屋上が次のすべての要件に適合する場合は、当該屋上が存する階以上の階に設置する避難器具は当該屋上までのものとすることができる。
- ア 屋上から地上まで、屋外避難階段が設けられていること。
- イ 屋上には、告示第2号の規定に適合する避難空地を有していること。
- ウ 前イの避難空地から屋外避難階段へ至る部分には、告示第2号の規定に適合する避難通路を有していること。
- (8) 防火対象物から令別表第一（18）項に掲げるアーケードを経由して避難上支障なく地上へ至ることができる場合は、当該アーケードを避難器具の一部として取り扱うことができる。
- (9) 防火対象物に設置される階段（建基令第26条に規定される階段に代わる傾斜路を含む。）が次のいずれにも該当する場合、当該階段を避難用タラップの代替とすることができる。
- ア 建基令第120条及び第121条の規定により必要とされる階段数を超えて設置されていること。
- イ 屋外階段であり、構造は建基令第23条から第25条及び第121条の2に適合すること。
- ウ 避難用タラップが設置可能な防火対象物及び階であること。（令第25条第2項関係）
- エ 避難用タラップに係る基準と総合的に比較して、避難用タラップと同等以上と取り扱って差し支えないこと。（規則第27条第1項第9号、避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）第7及び告示第2号第3第8号関係）
- (10) 避難器具の設置義務のある階に避難器具を設置することができる適当な開口部がない場合（開口部を設けることができない場合に限る。）で、次のすべてに適合する場合は、避難

器具を設けないことができる。

ア 主要構造部が耐火構造であること。

イ 床面積が100 m²を超えるものは、床面積100 m²ごとに耐火構造の床、壁及び特定防火設備又は防火設備で区画されていること。

ウ 階段室は、窓、出入口等の開口部を除き耐火構造の壁で区画し、かつ、階段の出入口に設ける防火設備は、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖できるものであること。

エ 自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯が令第21条、令第24条及び令第26条の基準に従って設けられていること。

オ 建基令第112条第11項及び第20項の規定による区画がされていること。